

日英包括的経済連携協定（EPA）における酒類の地理的表示の相互保護について

令和2年10月23日付で日英包括的経済連携協定（EPA）の署名が行われ、酒類の地理的表示（GI）を相互に保護することが合意されました。次に掲げる酒類GI（日本側8産品、英国側3産品）は、当該協定が発効した日から相互に保護されることとなります。

1. 日本側の酒類GI

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
1	壱岐	長崎県壱岐市	蒸留酒	Iki
2	球磨	熊本県球磨郡及び人吉市	蒸留酒	Kuma
3	琉球	沖縄県	蒸留酒	Ryukyu
4	薩摩	鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	蒸留酒	Satsuma
5	白山	石川県白山市	清酒	Hakusan
6	山梨	山梨県	ぶどう酒	Yamanashi
7	日本酒	日本国	清酒	Nihonshu/Japanese Sake
8	山形	山形県	清酒	Yamagata

## 2. 英国側の酒類 G I

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
1	<u>Scotch</u> Whisky	英国	蒸留酒	スコッチ・ウイスキー
2	<u>Irish</u> Cream	英国	その他の酒類	アイリッシュ・クリーム
3	<u>Irish</u> Whiskey/ Uisce Beatha <u>Eireannach</u> / <u>Irish</u> Whisky	英国	蒸留酒	アイリッシュ・ウイスキー/ イシュケ・バハー・エールナック/ アイリッシュ・ウイスキー

(注1) 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」といいます。)第9項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。

また、複数の要素から構成される地理的表示の名称のうち、下線を付した部分のみが使用される場合も保護の対象となります。

(注2) 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。

(注3) 「名称」及び「(参考)翻訳の例」欄の「/」は、一つの地理的表示に対して複数の名称がある場合にそれぞれの名称を区分するために使用しています。

(注4) 上記における「英国」の表記は、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」を指します。